

普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、取引店のほか当行本支店のどの店舗でも預入れおよび払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、預金者は当行所定の代金取立手数料に準じてその取立手数料を支払うものとします。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込み金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込み金の入金記帳を取消します。

4. (受入れ証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入れ店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日お通帳に記載します。（払戻しできる時間に制限がありますので、詳しくは窓口でご確認ください。）
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合はただちにその通知を届け出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引き落とし、その証券類は取引店で返却します。
- (3) 前記(2)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（または届け出の署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前記(1)の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢等に応じて変更します。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があったときは、当行所定の方法によりただちに当行に届け出てください。
- (2) 前記(1)の紛失および印章、名称、住所、その他の届出事項の変更の届け出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行するときは、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、ただちに当行所定の方法によって当行に届け出てください。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、ただちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、ただちに任意後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に取引店に届け出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消しまたは変更等が生じたときにも同様に取引店に届け出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸書類に使用された印章（または署名）を届け出の印鑑（または届け出の署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いました場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者が個人の場合は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記15.により補てんを請求することができます。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかると一切の権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（または届け出の署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに、取引店に提出してください。
- (2) この預金口座の解約については、取引店以外の当行本支店でも取扱えます。ただし、条件により解約できない場合があります。
- (3) 次の①から④までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、またはこの預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前記10.(1)に違反したとき
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになったとき
- (4) この預金口座は、次の①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の①から③までの一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前記(3)のほか、次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② この預金の預金者が、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業

- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前記AからEに準ずる者
- ③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前記AからDに準ずる行為

- (5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がない場合には、当行はこの預金の預金取引を停止することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様とできるものとします。
- (6) 前記(3)から(5)によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届け出の印章をご持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12. (通知等)

届け出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。
- (2) 前記(1)により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、該当の通帳とともにただちに当行に提出してください。
- ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
- ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行の負担とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の変更等)

- (1) この預金規定の各条項および前記11.(5)にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

【個人取引のお客さま】

(この預金の預金者の方が個人の場合は、以下の15、16の規定を適用します。)

15. (盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し(以下、「不正な払戻し」といいます。)については、次の①から③のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して後記(2)に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。
- ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを提示していること
- (2) 前記(1)の申し出がなされた場合、不正な払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、不正な払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)および(2)は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ① 不正な払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A 不正な払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
- B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
- C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が通帳等提出式預金について預金者に払戻しを行っている場合には、当該払戻し額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、不正な払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が前記(2)により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が前記(2)により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

16. (重大な過失または過失となりうる場合)

- (1) 預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりとなります。
- ① 預金者が他人に通帳を渡した場合
- ② 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- ③ その他預金者に①および②の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- (注) 上記①および②については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではない。
- (2) 預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりとなります。
- ① 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- ② 届け出印の印章が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- ③ 印章を通帳とともに保管していた場合
- ④ その他本人に①から③の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上